

滞在型観光まちづくりプロジェクト推進業務委託事業者審査基準
(優先交渉権者の選考方法)

優先交渉権者の選考方法および得点配分について

1 優先交渉権者の選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考について、【表1：評価項目および評価基準】に基づき評価する。

【表1：評価項目および評価基準】

評価項目		評価基準
実施体制	本業務を円滑に実施できる実施体制・人員体制	人員の配置状況から、本市との打ち合わせや問合せに的確・迅速に対応でき、円滑かつ確実に業務を遂行できると判断できる体制となっているか。
業務実績	DMO設立に関する業務実績	DMO設立に関わった実績があるか。
スケジュール	業務履行までのスケジュール	業務履行までのスケジュールが具体的かつ実現可能性があり適性であるか。無理はないか。
調査・分析	津山版DMO設立に向けた調査・分析	<ul style="list-style-type: none"> ・津山版DMOのKPI設定に向けて、取得するデータの選定が明確な理由付けでされているか。 ・調査方法は継続的な実施を見据えた手法となっているか。
津山版DMOの設立支援	津山版DMOの組織作り支援にかかる実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・津山版DMOの設立について、設立計画書に沿った内容となっているか ・津山版DMOの設立にあたり、(公社)津山市観光協会と緊密に連携し、意識醸成を図ることができるか。
体験プログラムの造成・流通	体験プログラム造成・流通にかかる実施体制・プロセスについて	<ul style="list-style-type: none"> ・本市を訪れ、(公社)津山市観光協会及び市内事業者などと密に協議・検討し、プログラム造成が実施できる体制がとられているか。 ・プログラムの造成・流通・販売までのプロセスが明確にされ、(公社)津山市観光協会が継続的に実施できる仕組みとなっているか。 ・効果的な販売プロモーションが提案されているか。 ・コーディネーターの育成について、具体的な方法等となっているか。
市民意識の醸成	観光セミナー・ワークショップ等の開催について	DMO・観光まちづくりに関するセミナー・ワークショップ等を実施し、観光まちづくりに対する市民意識の醸成を図るために適切な内容・人材が選定されているか。

独自提案・創意工夫	提案者の独自提案や創意工夫について	特筆すべき有効な独自提案や創意工夫はあるか。
コスト	業務見積額について	見積額により採点

以下の前提条件を満たし、後述に定める採点方法により算出した、各項目の点数の合計が 300 点以上で最も高い者を、優先交渉権者として決定する。

優先交渉権者を選定するにあたり、一定水準（60%）以上の評価点を獲得できる提案者がいない場合は選定を行わない。

【前提条件】

- 提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。
- 業務基幹内でスケジュールが組まれていること。

(2) 最高得点者が 2 者以上あった場合の優先交渉権者の決定方法

最高得点者が 2 者以上あった場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

2 評価項目の配点

上記評価項目の点数については、合計 500 点満点とする。得点配分については【表 2：評価項目の配点】のとおりとする。

【表 2：評価項目の配点】

評価項目	配点
実施体制	30
業務実績	30
スケジュール	30
調査・研究	30
津山版 DMO の設立支援	120
体験プログラムの造成・流通	150
市民意識の向上	30
提案者の追加提案	30
コスト	50
合計	500

各評価項目の採点方法について

1 ~ の採点方法

上記「 - 1 - (1)」に記載した評価項目について、企画提案書、企画提案プレゼンテーションの内容により評価を行う。

なお、各項目の採点にあたっては、【表 3：企画提案書および企画提案ヒアリング評価の判断基準】に基づき、0点から5点の6段階による評価を行い、【算出方法 1 ~ 】の計算式により配点を算出する。

【表 3：企画提案書および企画提案ヒアリング評価の判断基準】

評価点	判断基準
5点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。
4点	
3点	平均的な内容である。
2点	
1点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
0点	指定した記述項目が網羅されていないか、網羅されていても不適切な記述内容である。

【算出方法 1 ~ 】

「 ~ 」 = 評価委員の評価点の和 ÷ 評価委員数 ÷ 5 × 各評価項目の配点
 上記計算を各項目でそれぞれ算出し、その総和の小数点以下第 1 位を四捨五入し、配点とする。

2 の採点方法

「企画提案実施要領」に記載した提案上限金額により、「見積書（様式第 5 号）」に記載された見積価格の評価を行う。

なお、見積価格の採点にあたっては、【算出方法 2 ~ 】の計算式により価格点を算出する。

【算出方法 2 ~ 】

$$「 \quad 」 = \left[1 - \frac{（提案価格 - 提案上限額の 80\%）}{（提案上限額 - 提案上限額の 80\%）} \right] \times 50 \text{点}$$

小数点以下第 2 位を四捨五入

見積価格が見積上限額の 80% 以下の場合は、一律、50点とする。

見積価格については、必要に応じて、価格調査を行う。